

# 経 済 産 業 省

( 公 印 省 略 )

20250529製局第1号

令和7年7月2日

黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明の取扱いについて

経済産業省製造産業局長

黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令第1条第1項第1号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令（令和7年経済産業省令第53号）に基づき経済産業大臣が交付する証明書については、下記により取り扱うこととする。

## 記

### 1. 黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の申請

(1) 黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書（以下「証明書」という。）の申請は、黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明を受けて炭素電極の輸入を行おうとする都度、行うものとする。

(2) 証明書の申請は、以下の(3)に掲げる受付先に対して申請書を郵送又はE-mailにより行うものとする。

(注) 申請書その他必要な提出書類の有無及びその記載事項について不備があるときは、当該申請の補正を求める場合がある。

### (3) 申請の受付先

経済産業省製造産業局素材産業課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL 03-3501-1737

E-mail bzl-s-seizo-sozaisangyo★meti.go.jp [★]を[@]に置換

### 2. 証明書の申請者

証明書の申請者は、炭素電極を輸入しようとする者であって、黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明を受けようとする者とする。

### 3. 証明書の発給手続き

#### (1) 提出書類

証明書の申請者は、省令様式による申請書2通（ただし、E-mailでの申請の場合には1ファイル）に加えて、輸入しようとする炭素電極について形状が分かる資料、製造工程が分かる資料、組成が分かる資料を提出すること。

(2) 経済産業大臣は、提出された資料により、申請者が輸入しようとする炭素電極が黒鉛化の工程を経て製造したものでないと認めるときは、申請者に対して証明書を交付することとする。この場合において、証明書の交付は、経済産業省製造産業局素材産業課において申請者に対して手交又は郵送により行う。

(3) 経済産業大臣は、提出された資料により、申請者が輸入しようとする炭素電極が黒鉛化の工程を経て製造したものでないと認められないとき、又は申請者が5.の規定により証明書の交付を行わないこととしている者であるときは、申請者に対して証明書を交付しないこととする。この場合において、経済産業大臣は、申請者に対してその旨を通知するものとする。

### 4. 標準処理期間

(1) 経済産業大臣は、申請書を受理した日から15日（行政機関の休日を含まない。）以内に、証明書の交付を行うものとする。

(2) 標準処理期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

イ. 申請を補正するために要する期間

ロ. 申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

ハ. 申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

### 5. 証明書の返納等

経済産業大臣は、証明書を返納させる必要があると認めるときは、証明書の交付を受けている者に対して返納を命ずることができる。証明書を返納させる必要があると認める具体的な場合は、例えば以下のとおりである。

イ. 当該者が偽りその他不正の手段により証明書の交付を受けたとき。

ロ. 当該者が輸入しようとする炭素電極が証明書に係る炭素電極でないことが判明したとき。

### 6. その他

経済産業大臣は、証明書の確認に当たり必要があるときは、申請に際して、3.(1)に規定する書類のほか必要な書類の提出を求め、又は申請者から必要な事項についての説明を求めることができる。